

次期政策提言重点事項

- 農業競争力強化プログラムや、農業・農村の所得倍増、生産性向上、農業法人数 5 万法人等の政策目標を実現するため、国は様々な施策を推進していると認識しており、プロ農業経営者である日本農業法人協会会員も、農業が魅力的でやりがいのある産業となるよう、それぞれの地域で経営努力を重ねている。
- 我が国の農業が成長産業として国際競争を勝ち抜くためには、更なる政策対応に加え、自由な経営発展の足かせとなる制度の見直しが必要と考えられる。
- このため、日本農業法人協会として、農業の競争力を強化し成長産業にするため、自由で意欲的な農業経営をさらに後押しするよう、国が優先して制度改正・予算を講ずるべき特に重要な事項として、次のものを考える。

I 次世代を担う人材の育成・確保

- 1 日本農業を担う経営者の育成・確保
 - (1) 意欲ある農業経営者をサポート可能な専門家を配置したワンストップによる経営相談体制の整備
 - (2) 地域農業のリーダーとなるべき農業経営者を育成・確保する制度への認定農業者制度の改革
 - (3) 実践力・雇用能力等の経営感覚を備え地域経済に貢献可能な農業経営者を育成するために必要な教育体制への転換
- 2 地域農業を支える法人経営に必要な人材の育成・確保
 - (1) 深刻な労働力不足の解消に向けた優秀な外国人材の就労ビザ取得等が可能となる雇用制度への転換
 - (2) 意欲ある雇用・就農希望者の定着率向上に向けた審査体制の見直し・事業設計の構築

II イノベーションの創出と時代に即した環境整備

- 1 IoT、AI、ビッグデータ等先端技術の農業分野への導入と現場ニーズに即した徹底した実装化目標の設定・機械の共同利用による農業生産性の向上
- 2 革新的な技術導入の土台となるインフラ整備、時代に即した農地制度への見直し

I 次世代を担う人材の育成・確保

1 日本農業を担う経営者の育成・確保

- (1) 意欲ある農業経営者をサポート可能な専門家を配置したワンストップによる経営相談体制の整備

【現状】

- 農業経営相談に対応する体制としては、既に都道府県段階において法人化推進体制が整備され、セミナー・研修会の開催や相談窓口の設置が措置されてきた。
- 平成 30 年度からは農業経営者サポート事業により都道府県レベルにおいて農業経営相談所を設置、相談所ではコーディネーターを中心に支援チームを作り、必要に応じて各分野の専門家を派遣する仕組みとなることで、農業経営において発生する多様な相談に対応可能な体制となる。また、農業者からの相談を待つのではなく、積極的に現地へ足を運ぶことができる専門的な人材が配置される見込み。

【課題】

1. 経営実態に即さない実施体制のせい弱性

- 経営経験のない行政OBや団体職員のみでは、相談者の経営上の悩みの本質を的確に把握・解決に導くことは困難。また、現場の業務量や人員等に余裕がない状況で、経営課題の解決支援が片手間となってしまうようなことがあっては、コンサルティング機能が十分に発揮できない可能性が高い。
- 法務・人事・労務・税務、経営管理、販売管理など、経営課題は多岐に渡るため、商工会・商工会議所の経営指導員（※）のように「この人に聞けば解決できる」「適切な専門家を紹介してもらえらる」、ワンストップで解決できる窓口の設置と必要な人材の確保が必要。

（※）商工会・商工会議所の経営指導員は、企業の役職員又は個人事業主であった者が約 40%（平成 27 年度中小企業庁委託事業「経営支援活動に関する実態把握調査（株）日本アプライドリサーチ研究所委託）」より）

【提言】

1. 農業界その他の業界の企業での役員経験者等、経営経験のある人員の配置

- 農業経営者サポート事業において、意欲ある農業法人を主とした農業経営者の経営課題の解決にあたるコーディネーターには、事務局員（行政OB等）ではなく、受付けた多様な相談内容について、的確に経営課題を把握・解決できる能力を備えた人材が必要であるため、農業界を含む一定の企業で役員を経験した人材等を採用かつ配置する仕組みとするべき。なお、人選等については、当協会としても積極的に協力していく所存。

2. 1件1件の経営相談案件の解決に全力を注ぐ成果志向の事業体制の構築

- 件数だけで実績を評価するのではなく、相談者の経営課題が解決し、経営改善が図られたかどうかに応じて、成果を評価する事業設計とするべき。特に、現場がさらに能動的・積極的に活動しやすくし、農業者も活用しやすい環境を整備するように配慮すべき。
- また、経営相談に係る対応が他事業の片手間の対応となることがないように、農業法人等の経営相談を専門的・集中的に扱う専属のコーディネーターを配置することで、中長期的に事業実施機関での内製化を図るべき。

(2) 地域農業のリーダーとなるべき農業経営者を育成・確保する制度への認定農業者制度の改革

【現状】

- 農業者が作成する農業経営改善計画を市町村が基本構想に照らして認定しているが、目標の達成状況を評価することなく無条件に再認定されており、農業者の育成ではなく、金融・税制措置や補助金を受けるための制度になっている。
- 経営所得安定対策の要件変更時に認定農業者数は一時的に増加したが、65歳未満の層は減少し続けており、高齢化が進んでいる。

【課題】

1. 制度趣旨の歪曲

- 制度の運用実態として、地域農業者との人間関係や補助事業におけるポイント制度等の観点から、(特に再認定時の)目標到達に向けた経営改善の取組の見直しなどもなく認定基準が甘くなっている。「経営改善計画」という名はあっても、経営改善の機会を創出できていない。
- 結果として、本来、持続可能な農業経営を営めていない者まで認定・再認定をすることで、意欲的な農業経営を行おうとする者に農地集積・集約化が進まないなど、農業の競争力強化を阻害する要因となっている。

2. 農業経営の実態に即さなくなった制度内容

- 農業経営の内容が多様化・広域化し、また、法人経営も増えてきており、従来の市町村が個人の農業者を前提にした体制には限界が生じている。
- 今後の我が国の農業や地方の在り方を見据えると、産業を維持・拡大させることができなければ農村地域は衰退するのみ。質を問わずに認定農業者や認定新規就農者の数を増やすのではなく、農村地域における農業資源の維持・管理や雇用創出を担える農業経営者の育成等が重要になっている。

【提言】

1. 経営改善を促す仕組みの構築

- 認定要件や基準の厳格化、補助事業におけるポイント制や経営改善計画の記載内容を見直すほか、制度本来の趣旨に立ち返って制度の見直しを行うべき。特に、再認定を行う際に、目標未達成者に対する経営改善講習を実施し、達成を目指すことのできるような目標の設定など、地域農業のリーダーあるいは支え手として相応しい農業経営の実現に向けて経営改善を促す仕組みを検討するべき。
- 認定体制について、現在と次の10年を見据えた農業経営の実態に即して見直し、特に、広域で営農する農業法人等については、国や都道府県が認定を行うとともに、地域農業のリーダーとして地域産業の維持・雇用創出に意欲的に取り組む農業経営を後押しする税制措置などの支援措置を検討するべき。
- また、認定に当たっては、経営経験のない行政のみで判断するのではなく、申請者と利害関係がなく、かつ、農業経営の実態を十分に理解している地域を代表する農業経営者から、経営改善に資する助言を聴取するような仕組みとするべき。

2. 人・農地プランにもとづく次の10年を見据えた担い手育成・確保への転換

- 地域に活力を取り戻す意欲的な経営を行える者に農業資源を集中していくためには、高齢かつ後継者不在等の者に対し、経営移譲や経営資源の次世代への継承を促す仕組みが必要。個々での経営継続が困難な経営体に対しては、経営については経営感覚に優れた農業法人等に委譲しつつ、当該法人の従業員として安定した収入を得ながら、農業の働き甲斐を享受しながら営農を継続するなどの経営形態をモデルとして示し、地域農業のリーダーとなる農業経営の育成と円滑な経営継承を促す運動を広げるべき。

- (3) 実践力・雇用能力等の経営感覚を備え地域経済に貢献可能な農業経営者を育成するために必要な教育体制への転換

【現状】

- 基幹的農業従事者数は、平成28年で158万6千人となり、平成17年から約29%減少。また、65歳以上の割合は65.0%、平均年齢も66.8歳と高齢化が進んでいる。
- 農業における耕種の有効求人倍率は平成28年度で1.63倍、畜産では2.34倍と右肩上がりに推移しており全産業平均の1.25倍を大幅に上回る等、他業種と比べても農業の労働力不足は年々深刻化。また、近年は求人を行っても応募が少なく、特に若者の農業を避ける傾向が強まっていると見られ、このままでは農業生産の持続性が危ぶまれる。
- 一方、農業経営者を目指して就農を希望する者がいても、必要な農地等が見つからずに就農を断念する例がある。

【課題】

1. 現場のニーズとギャップのある農業指導カリキュラム
 - 営農しながら体系的に経営を学ぶ場として農業経営塾等の仕組みは措置されているが、集合研修では経営者として必要な知識や能力を身につけることができない。
 - 経営経験を有する人材でなければ経営者を育てることはできないが、農業大学校等においては、校長から教員まで行政の人間が多いほか、セミナーの講師もコンサルタントや普及指導員等、経営経験のない者が努めるケースが往々にして見られる。
2. 見通しの立たない就農時期
 - 高齢化や後継者不在等で将来的に離農が見込まれる経営体のデータがなく、経営継続の意思確認を行う機会もないため、農地や施設の空きが発生する時期の見通しが立たず、新規就農希望者が就農計画の検討・策定をすることが難しい。

【提言】

1. 経営感覚を備えた経営者の育成
 - 農業教育機関等のカリキュラムを作成する際、農業経営者の意見を踏まえ経営に求められる感覚・知見の習得に着目した内容とすることで、就農後、即戦力として総合的に活躍できる人材を育成すべき。
 - 経営感覚を有する農業経営者を育成するためには、従来のセミナー形式ではなく、ターゲットを絞った少数精鋭の教育体制へと転換すべき。また、教育に際しては、農業経営経験者を積極的に活用すべき。
 - 経営者の育成指導が可能な有能な農業経営経験者を全国でリスト化し、必要な者へ派遣できる仕組みを検討すべき。
 - また、人材の裾野を広げる観点から、農業高校や普通高校において、教育の中で農業に触れる機会を設けるよう、国として働きかけるべき。
2. 経営資源の見える化
 - 将来的に離農や農地等を手放す見込みを把握できるよう、県や市町村段階でのアンケート調査を実施・結果を公表するなど、新規就農希望者や経営規模の拡大を希望している経営体へ経営資源の流動化が図られるような仕組みを検討すべき。
 - その際、農地については農地中間管理機構が借り受けた後に当該地の利用希望に関する公募を行い、新規就農希望者に対しては、厳格な審査を行った上一定の面積を貸し付けることで、農業経営が成り立つようにすべき。

2 地域農業を支える法人経営に必要となる人材の育成・確保

(1) 深刻な労働力不足の解消に向けた優秀な外国人材の就労ビザ取得等が可能となる雇用制度への転換

【現状】

- 国内の農業経営体における日本人の常時雇用者数 24 万人（平成 29 年農業構造動態調査）である一方、労働力不足を補うために農業分野の外国人技能実習生は年々増加傾向にあり、平成 27 年度では 2.6 万人と推計され、日本の農業生産現場を支えるために必要不可欠な存在となっている。
- 国家戦略特別区域は平成 25 年に創設されて以降、平成 29 年現在、全国で 10 地区が指定されているが、このうち、農業支援外国人材の受入れについて提案していた自治体の中で、区域指定されているのは愛知県のみ。
- 農業分野の外国人材の受入れは、既に区域指定されている愛知県以外の複数の地域においても要望が出される等、全国的に農業現場でのニーズは高まっている。
- 日本の技能実習制度をモデルに外国人材の受入れを始めた韓国では、送り出しプロセスでの不正や賃金不払い等の様々な問題点が生じたことを機として平成 16 年に雇用許可制へ転換する等、国際的に高い評価を受けている。

【課題】

1. 技能実習制度における評価

- 平成 29 年 11 月の技能実習法施行により見直しがされた新たな技能実習制度では、新設された認可法人である外国人技能実習機構での事務手続きへの移行がスムーズに行われておらず、許可遅延により技能実習生の入国が当初予定時期から遅れるケースが見られ、受入れ先等の営農に多大な影響が発生している。
- また、新制度では書類作成負担が大幅に増えたことで、今後、対応が困難な受入れ先が受入れを諦める可能性があり、その際は農業経営そのものを縮小せざるを得ないという懸念がある。

2. 外国人材の必要性

- 当面は国家戦略特区の指定地域外での外国人材の受入れができず、地域指定も進まない状況の一方、農業現場では一日も早く労働力として外国人材を受入れ、継続的に活用が可能となる全国的な制度を求める声がある。
- 比較的簡素・迅速な手続きで外国人材の受入れが可能な諸外国や、雇用条件が良好な国内他産業との競争がある中で、技能実習制度のままでは有能な外国人材を確保することは難しくなることが懸念される。

【提言】

1. 海外からの安定的な労働力確保の実現

- 労働力不足は、農業分野では特に深刻な課題となっていることから、一刻も早く有能な外国人材を継続的に雇用できるようにするため、関係省庁が一体となり、韓国における外国人雇用許可制も参照した上で、就労ビザを取得して就農できる法制度等の整備を早急に進めるべき。
- また、現在の技能実習制度を前提にした場合には、有能な外国人材を確保する観点から、最長 5 年間の実習期間終了後は当該技能実習生が就労ビザ取得の条件を満たすという扱いにするべき。

(2) 意欲ある雇用・就農希望者の定着率向上に向けた審査体制の見直し・事業設計の構築

【現状】

- 農の雇用事業（雇用就農者育成タイプ）（※）において、年1作の業種では2作しか経験できないために研修期間としては短く、研修後の定着率も悪い（平成24年度採用者の4割が助成期間終了後に離農）。
 - 就農後5年目以上においても、就農者の半分程度は農業所得によって生計が成り立っていない。また、経営面では「技術の未熟さ」「設備投資資金の不足」「労働力不足」、生活面では「思うように休暇がとれない」が課題として挙げられるという現状にある（平成28年度新規就農等相談活動事業「新規就農者の就農実態に関する調査結果（（一社）全国農業会議所、全国新規就農相談センター）」より）。
- （※）農の雇用事業（雇用就農者育成タイプ及び法人独立支援タイプ）の助成金が支払われた研修に係る雇用就農者の数は、平成28年度で7,024人と年々増加傾向。

【課題】

1. 機能していない審査体制
 - 農の雇用事業は申請段階で、農業次世代人材投資事業は中間評価の段階で行政が審査を行う仕組みとなっているが、行政のみでは地元との関係等から憎まれたくないために審査が甘くなっている。
 - 定着しない背景には、研修受入先が研修生に対して十分な研修を行っておらず、農業経営に必要な知識・技術が習得できない、農業を仕事とする魅力が伝わっていないなどの問題がある。
2. 能力向上に資する形となっていない事業設計
 - 独立できる前に、定額の資金を先払いしてしまうため、独立に向けて知識・技術の習得・向上に努力するインセンティブが生じにくい。また、審査体制が甘く、独立できそうにない者も含めて支援している可能性がある。
 - 新規就農者が2年で独立することは、作目によっては2サイクル程度しか経験を積めないため、十分な知識・技術を習得することが難しい。

【提言】

1. 研修受入先の要件厳格化
 - 農の雇用事業や農業次世代人材投資事業において、審査を適切に機能させるため、現場を理解しており、独立支援を行っている目利き力のある農業経営者を審査委員とすることを要件とするとともに、研修生よりも研修受入先の適格性の審査を厳格化させるべき。また、担い手となることが期待される者や継続雇用が見込まれる者、後継者不在農家の後継者になることが期待される者等に対象を限定するなど、重点的な支援が行うことができる制度へ見直しをするべき。
 - 農の雇用事業では研修受入先にも人材確保等のメリットがあることから、研修生が「使い捨て」されることがないように、研修生に対する最低賃金の支払いを義務化する等、研修受入先にも一定の負担が必要となる仕組みを設けるべき。
2. 能力向上意欲を促す事業設計
 - 助成金のあり方について、知識・技能の習熟度に応じて支払う成功報酬型にする、融資型（奨学金方式）または税控除型にするなど、研修生や研修受入先が安易に助成金を得て、先食いしてしまうなどのモラルハザードを起こさないような、成果志向型（後払い型）の仕組みを構築するべき。

Ⅱ イノベーションの創出と時代に即した環境整備

1 IoT、AI、ビッグデータ等先端技術の農業分野への導入と現場ニーズに即した徹底した実装化目標の設定・機械の共同利用による農業生産性の向上

【現状】

- 加工業務用重量野菜において、収穫機による労働負荷軽減・省力化への期待は大きいですが、圃場状態や産地毎に異なる栽培方式等により、実用レベルの収穫機開発が難しいことが現状。また、軟弱野菜や葉物野菜の分野では、収穫、調整、軽量、包装のすべてで技術開発が進んでおらず、手作業からの脱却ができていない。
- 農業分野でも活用可能な先進的技術も開発されているが、精度のバラツキやロス率が高くなるなど、普及レベルに達しないため量産に至らないこと、販売価格も現場で利用できる水準以上となる傾向にあるなど、結果として労働力不足を解消できる園芸用農業機械の開発・普及が進んでいない。
- 農業者が技術を導入する際は、その投資に見合った利益が得られるかを判断するが、技術導入に関する効果とコストに関する情報が不足している。
- 企業等において個々の技術は一定程度の開発が進んでいるが、1から10までの技術を個々の企業で完結させようという傾向がある。技術シーズの存在を全体的に把握し、それらの技術を組み合わせることが考えられていない。
- 農業機械の高性能化は進んでいるが、高価格化に加え耐久性が低下し、法定耐用年数に耐えうる強度がなくなっている。

【課題】

1. 機械導入による生産性向上が意識されていない
 - 機械による自動化・省力化は投資額が大きくなるため、導入は大規模経営体に限定されてしまう。また、大型機械を導入するためには前提として基盤整備が必要であり、機械化と基盤整備は一体で考える必要があるが、現状は意識されているとは言いがたい状況である。
 - 労働負荷軽減・省力化に資する農業機械の開発について、機能・精度面で農業者ニーズに十分応えていくためには農業界の自助努力では限界があり、産地毎の機械化対応は結果として開発が遅れる要因となっている。
2. 農業機械の価格と使用頻度の乖離
 - 田植機やコンバイン、収穫機など、年間を通じて使用頻度の少ない農業機械を一定の地域・期間のみで利用する場合、減価償却に見合う稼働時間を維持することが困難。
 - また、様々な補助事業の措置は、農業機械等取得に当たっての初期負担低減に寄与しているが、手続きの窓口となる都道府県や市町村域を越えて当該機械を利用することや、補助金等の交付を受ける以外の者が利用することは原則認められていない。

【提言】

1. 品目別・作型別による生産性向上に資する農業機械の開発加速化
 - 現場において費用対効果に見合うような労働負荷軽減・省力化に資する農業機械の開発を早急に進めるべき。品目別・作型別で先端技術の実装目標を設定し、農業法人、企業及び研究機関等が連携したプラットフォームの確立、PDCAサイクルを構築することで、より効果的な開発を行うべき。
2. 広域又は共同で農業機械が利用できるような仕組みの構築
 - 効率的な利用を促進するため、使用する時期や地域の異なる第三者への賃借が可能となる、国内全域で農業機械のマッチングができる産地間移動の仕組みやシェアリース制度を検討するべき。

2 革新的な技術導入の土台となるインフラ整備、時代に即した農地制度への見直し

① 農地中間管理事業を含む基盤整備

【現状】

- 農地中間管理事業創設に伴い、類似制度である農地利用集積円滑化事業の利用実績は低調（平成 28 年度は平成 25 年度の 3 分の 1 程度）。
- 条件の良い農地はすでに担い手へ集積がされており、集積が可能な農地は、狭い区画や耕作放棄地等が多い。また、所有者不明農地や低平地地域等、耕作条件の悪い地域が存在する。
- 平成 30 年度の農地中間管理機構関連農地整備事業において、機構が借り入れている農地については、農業者の申請、費用負担、同意等なく都道府県が基盤整備を実施できることになる見通し。
- 基盤整備等は、20 年後、30 年後もそこで農業が続けられているのかを吟味されないまま実施されている。
- 水田台帳と共済台帳が共有化されていない。特に土地改良後は、図面を含む農地情報が統一化されていないことが多い。

【課題】

1. 生産性向上につながらない基盤整備
 - 借地の場合は、地主から畦畔を取ることを拒まれることが多く大区画化が進まず、機械化による省力化を行えないため、作業効率が上がらない。このため、特に、労働集約型の営農類型では、機械化も進まず、働き方改革や生産性向上のボトルネックになっている。
 - 農地中間管理機構と農地利用最適化推進委員との連携（問題意識や情報の共有）が十分ではないため、地主との調整がうまく進んでいない。
 - 低平地地域は、用排水をポンプアップする必要が生じるなど、一般の平地と比較して維持管理費負担が大きいといった条件不利地域になっているが、特に条件不利を是正する措置が講じられていない。
2. 基盤整備に必要な体制・制度の不備
 - 所有者不明農地の利用権設定で想定されている期間（20 年以内）と、農地中間管理機構関連農地整備事業において設定される農地中間管理権の期間（15 年以上）にギャップが生じており、期間によっては当該事業を利用できない可能性がある。
 - 農地ナビに、規模拡大等の今後の営農計画を立てる上で参考となる所有者や面積等が掲載されていないため、農地が集積されてくる見通しが立てられず、必要な設備投資の計画も立てられない。また、既にいる担い手への集積のみしか視野になく、新規就農や新規参入を図りやすい基盤整備という視点が足りていない。

【提言】

1. 農業経営の生産性向上を意識した基盤整備の実施に必要な体制の構築
 - 農地中間管理機構と農地利用最適化推進委員の間で、人・農地プラン等も活用しながら、目指す姿や地域の抱える課題について認識を共有するなどのコミュニケーション改善や連携強化を図るべき。また、農村地域の活力を生み出す農業経営の実現や生産性向上につなげるために、地域農業の「人づくり」の戦略を描き、関係機関が共通の目標の達成に向けて、農地集積・集約化を推進するべき。
 - 特に、市町村や農地利用最適化推進委員等は、個別に農家や農業法人とコミュニケーションを図り、地域の 5 年後、10 年後の離農リスクマップを整備するべき。
 - 平地、中山間地域に関わらず、地域の環境・景観や水インフラの維持管理負担が意欲的な農業経営の足かせとならないように、条件不利の是正措置を講ずるべき。
 - 新たに基盤整備を行う際には、10 年後、20 年後の農業経営の姿を想定しながら、

①20年後、30年後も有効活用されること、②最新の機械・システム（ドローン、ロボット、水管理システム等）の導入を念頭に置いたものとする、③整備後の農地の利用者が採算を確保できるように50a～1ha（地域によっては数十a以上）規模の大きなスケールで整備することを要件として設けるべき。

- また、後継者が確保できず、解散する可能性の高い農事組合法人等の抱えるまとまった農地（数十～数百ha規模）について、大区画化等の基盤整備を行い、新規就農者向け・新規参入者向け等に農業団地として整備する仕組みを作るべき。特に、畑地については、規模拡大の意欲のある農業経営の農地集積・集約化のニーズが高い一方で、農地の集積・集約化が進んでおらず、借受希望を出しても借りられない状態が慢性化しているため、早急に解決すべき。

2. 農業経営の実態に即した基盤整備に関わる体制づくり

- 農地中間管理権を取得する際、農地を所有者に返還する場合には畦畔の埋戻しなど所有区分を明確にすることや、借り入れた際の状態に復旧することを明示し、地主側が大区画化に協力しやすい環境を整備すべき。
- 農地ナビについては、計画的な規模拡大・投資といった中長期的な営農計画に必要不可欠であるため、所有者や面積等の必要な情報が閲覧できるよう早急に整備を進めるべきであり、期限を定めて取り組むべき。
- 農地利用集積円滑化事業により利用権設定をしている農地の賃貸借契約について、農地中間管理事業へ契約変更を容易にできる仕組みを検討すべき。
- 所有者不明農地の利用権設定の期間については、農地中間管理機構関連農地整備事業が円滑に使えるように、設定時に配慮するよう指導すべき。

② 実態に即した農地制度

【現状】

- 従来から利用している作業場等は隣地境に建ててあることが多く、住宅化が進む地域では夜間の乾燥機等による駆動騒音問題が現実化している。また、新たな用地とすべき農用地も限られている中で、水道・電気といったインフラ整備や必要となるトイレ・駐車スペース等の設置に当たり、現状の農地法・農振法では許可が出ないことが多い。
- 畜糞を利用しない堆肥化による糞殻処理を行う場合、切り替えし作業を効率的に行うに当たり、底面をコンクリート張りとすることも認められない。
- 農地を賃貸借する際、賃借期間は民法で20年（農地法の民法特例では50年）まで認められているが、法定更新が適用されない農用地利用集積計画により設定した場合においても、貸し手の不安や慣行等により、設定期間が10年以内とされるケースが多い。

【課題】

1. 現場の実態に合わなくなっている農地法・農振法
 - 地域住民に非農家の割合が増え、農業に対する距離感が変わってきている中、集落内農家の作業場（特に乾燥機）が地域で問題になりつつある。他方で、農振区域に施設を移そうとする場合には転用等の手続きコスト、舗装・排水施設等のインフラ整備に必要なコストがかかる。
 - トイレ、託児所、切り替えし作業場等を円滑に設営できないことが、労働力確保・生産性向上の観点で問題となっている。
 - 長期の賃借期間が設定できないことにより、賃借している農地上に金融機関から資金を借入してハウス等を建設する場合、賃貸借期限以上の返済期間とすることができないケースが多い。
2. コンクリート張りした農地の取扱い
 - 女性、高齢者、障害者等の多様な人材を労働力として活用していくためには、作業負荷の少ない働きやすい環境整備が不可欠である。このため、農地へのコンクリート張り等の措置が必要であるが、現行の取扱いでは非農地扱いとなってしまう、固定資産税の増加によりコスト増となってしまうため、措置しにくい。
 - 今後、コンクリート張りをする農地については、転用に該当しないものとするよう農地法改正が予定されているが、すでに転用済の場合は対象外となる見通し。

【提言】

1. **農地法・農振法の運用柔軟化、現場担当者のキャパシティ・ビルディング**
 - 今後の規模拡大に備える乾燥調製施設等の建設に対して法規制がかかり過ぎており、農免道路隣接地での建設にはハードルが高いため、規模拡大や作業の効率化、雇用環境等の観点からも、農業委員会の判断により市街化調整区域内及び未線引区域内の転用等についても弾力化するよう見直すべき。また、弾力化に当たっては、保守的な運用や恣意的な運用（ローカルルール化）とならないよう、現場担当者の研修などキャパシティ・ビルディングを充実するべき。
 - ハウス等の施設の大型化・高度化に伴い大きな資金調達が必要となることから、農地の賃貸借期間については借入資金の返済期間が十分に確保できるよう、期間延長などの柔軟な対応がされるよう指導するべき。
2. **コンクリート張り農地の取扱い範囲の拡大**
 - コンクリート張りをした農地の扱いにおいて、すでに転用等をしたものについても、農業者が希望する農作物の栽培施設の底面等であれば、速やかに農地として取り扱うべき。

政策提言委員名簿

委員長	近藤 一海	長 崎	(農) ながさき南部生産組合
副委員長	嶋崎 秀樹	長 野	(有) トップリバー
副委員長	互 泰行	埼 玉	(有) 中井農産センター
	坪谷 利之	新 潟	(農) 木津みずほ生産組合
	南 和孝	北海道	(有) ミナミアグリシステム
	関 治男	茨 城	(有) アクト農場
	須藤 泰人	群 馬	(有) ロマンチックデーリィファーム
	北島 一夫	東 京	(農) 東京みるく工房ピュア
	小川 勝範	岐 阜	(農) 巢南宮農組合
	永井 健吾	新 潟	神谷生産組合(株)
	土井 晃	和歌山	(有) 夢クラブ泉源
	高木 昭夫	広 島	(農) ファーム志和
	福井 義勝	徳 島	(有) 福井園芸
	小田々智徳	高 知	(有) 大地と自然の恵み
	増田 徳義	大 分	(有) 日出ポーク
	香川 憲一	宮 崎	(農) 香川ランチ
	宮城 盛彦	沖 縄	(株) みやぎ農園



公益社団法人日本農業法人協会

<http://www.hojin.or.jp> nogyo@hojin.or.jp
〒102-0084 東京都千代田区二番町 9-8 中央労働基準協会ビル 1F